



2025年6月6日

各位

会社名	日本航空株式会社
代表者	代表取締役社長執行役員 鳥取 三津子 (コード: 9201 東証プライム市場)
問合せ先	財務部長 西澤 修英 (TEL 03-5460-3121 (代表))

株式会社エージーピーに対する株主提案に係る同社の反対の意見表明を踏まえた JAL見解に関するお知らせ

日本航空株式会社(以下「JAL」といいます。)は、2025年4月25日付「株式会社エージーピーに対する株式併合、単元株式数の定め廃止その他の定款の一部変更及び取締役選任に関する株主提案に関するお知らせ」(同月28日付の訂正を含みます。)でお知らせしたとおり、株式会社エージーピー(証券コード:9377。以下「AGP」といいます。)に対し、2025年6月開催予定の同社の第60回定時株主総会(以下「本総会」といいます。)に関して株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下「本株主提案書」といいます。)を提出いたしました。

これに対して、AGPは、2025年5月26日付にて「日本航空株式会社による株主提案(株式併合等)に対する意見表明(反対)のお知らせ」と題する書面(以下「5月26日付書面」といいます。)及び『株主提案に関するガバナンス検証委員会報告書』の送付について(日本航空株式会社宛、日本空港ビルデング株式会社宛、ANAホールディングス株式会社宛)と題する書面、2025年5月28日付にて「日本航空株式会社宛て、株主提案に対する意見表明書の通達および関連要請について」と題する書面、2025年6月4日付にて本総会に係る招集通知をそれぞれ公表し、本株主提案への反対の意見表明を行っております。

これらの書面を踏まえ、JALは、改めて、下記のとおり、本株主提案の目的をご説明させていただくとともに、JALの見解をお知らせいたします。

なお、AGPは2025年6月4日付にてJAL代表取締役社長宛に「面談のお願い」と題する書面を公表しております。この面談を通して確認を依頼されている事項のうち、株式買取価格については当書面で回答をさせていただき、また、事業戦略や経営方針等の事項のうち重要な事項については書面で回答済みのものも多く、その他は本総会後にAGPの経営陣との間で十分に協議をさせていただき、今般のご面談については差し控えさせていただきます。

記

I. 本株主提案の目的について

AGPは、国内主要 10 空港で電力供給を行っており、航空機そのものの運航のみならず、航空機整備、グランドハンドリング、貨物の搭・降載といった空港におけるほぼ全ての業務を実施するために必要不可欠な基本機能を担う会社であると考えております。さらに、仮に航空機への動力供給に不具合が発生した場合には航空機システムへ甚大な損害を及ぼす可能性があり、またその程度によっては航空機の火災などにつながる可能性もあるため、航空・空港事業において安全上極めて重要な技術的要素となっております。

AGP設立以来、JALは経営面のみならず技術面でもAGPを支えてまいりましたが、近年、AGPはJAL、日本空港ビルデング株式会社(以下「日本空港ビルデング」といいます。)及びANAホールディングス株式会社(以下「ANAHD」といいます、JAL、日本空港ビルデング及びANAHDを総称して「本株主3社」といいます。)と少数株主との間に構造的な利益相反の可能性のあることを過度に意識し、本株主3社との対話を控える立場をとっており、限定的な協業にとどまる状況が継続しております。

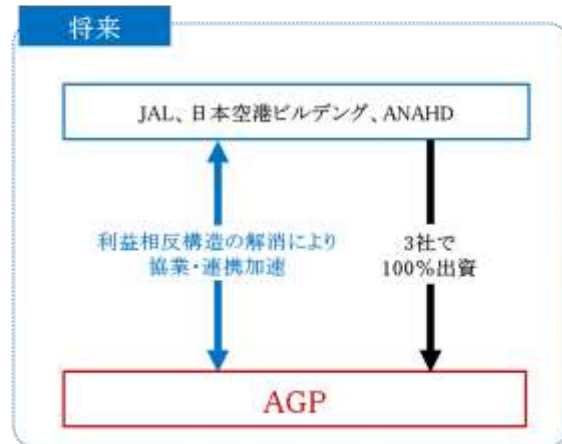
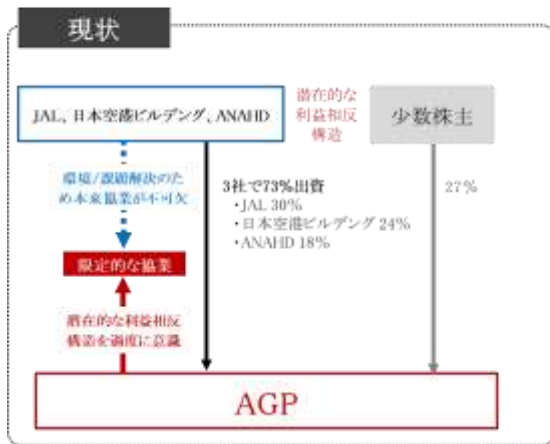
現在、AGPにおける環境認識・課題として、①脱炭素化(再エネ化・EV 化)の推進、②インバウンド 6,000 万人達成への貢献、③人材不足への対応(2023 年度AGP連結従業員数 638 名:2019 年度対比 85%)の3点が挙げられますが、これらの課題解決のためには、非公開化により利益相反構造を解消した上で、まずは安全文化・技術の向上を大前提とした上で、①再エネ化・EV 化対応を含む航空会社・空港会社との協業・連携の推進、②航空オペレーションを支えるための中長期視点での計画的な設備投資、③株主と連携した採用競争力の強化、共同訓練の検討、職場環境改善などを図っていくことが必要であると考えております。

そうした中で、AGPが利益相反の問題を過度に懸念するあまり、航空・空港業界に属する本株主3社との間で、建設的な対話を行うことができない事態に陥っていることについては、特にAGPが喫緊かつ重要な経営課題を抱えている状況下においては、看過できない深刻な問題であり、AGPが持続的に成長し、中長期的に企業価値を向上させるとともに、企業としての社会的責任を果たしていくうえで支障となりうると考えるに至りました。

そこで、今般、本株主提案を実施し、潜在的な利益相反構造を解消することで、新しいガバナンス体制の構築、また、主要株主以外の関連事業者を含め、航空会社・空港会社との密な連携を可能にしていきたいと考えております。これにより、航空・空港運営という社会インフラとして持続的な成長を図ることができ、また、AGPの従業員の皆さまへの還元の強化にもつながるものと考えております。

事業環境
 ①脱炭素化(再エネ化、EV化)の推進
 ②インバウンド6,000万人達成への貢献
 ③AGPにおける人財不足への対応

シナジー効果
 安全文化・技術の向上を推進することを前提に、
 ①協業、連携推進(再エネ化、EV化)
 ②短期業績に縛られることなく中長期視点での計画的な投資
 ③ブランドを活用した採用支援、共同訓練の検討、
 継続的ケア、職場環境改善



なお、2023年6月に国土交通省より公表された「空港業務の持続的発展に向けたビジョン中間とりまとめ」において、空港業務は、公共交通や貨物輸送により国民生活や社会経済活動を支える航空ネットワークの根幹であり、空港業務を支える担い手を安定的に確保してイノベーションを推進するとともに、地方自治体を含む官民の空港関係者が連携して取り組む必要がある旨が示されております。

これに基づき、JALと全日本空輸株式会社(以下、「ANA」といいます。)は、地方空港で両社同一の委託先事業者におけるランプハンドリング作業において作業資格を統一する仕組みを導入し、旅客ハンドリング業務においてもチェックイン機器の共用化を開始するなど、会社の垣根を越えて航空業界における協調施策を推進することで、空港業務の持続的な発展に取り組んでおります。また、海外航空会社に対しても、JAL及びANAが本邦内での空港グランドハンドリングを受託することを通して、AGPのサービス展開を拡大しつつ、インバウンドの推進に貢献をしております。

今回、AGP株式を非公開化することにより、本株主3社とAGPの少数株主との間の潜在的な利益相反の懸念等を解消し、「安全」を大前提とする基本品質の維持・向上や脱炭素化の推進などの観点から、航空・空港関連事業者が一体となってAGPとの連携を深めるとともに、柔軟かつ中長期的な視点での戦略投資や設備投資を行うことで、AGPの企業価値向上ひいては航空・空港業界全体の発展を実現することができるものと確信しております。

II. JAL見解の概要

AGPは、AGPの株主を本株主3社のみとし、AGP株式を非公開化するために行う株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）の議案に対する反対の意見表明の理由として、①目的の合理性がないこと、②手続の公正性が欠けること、③提示価格の妥当性がないこと、の3点を主張しております。

まず、①目的の合理性について、本株主提案は、本株主提案の提案理由としても記載し、かつ上記「I. 本株主提案の目的について」においてお示ししたとおり、AGPとAGPの株主及び航空・空港業界が一致団結してAGPの企業価値を高め、AGPを取り巻く社会課題を解決していくことを目的とする正当なものです。

次に、②手続の公正性については、本株主提案は、会社法の規定、及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に記載されている3つ原則（第1原則：企業価値・株主共同の利益の原則、第2原則：株主意思の原則、第3原則：透明性の原則）に従った公正かつ正当な提案であると認識しております。AGPは、JALが公開買付け（以下「TOB」といいます。）を前置しなかったこと等を理由に手続の公正性に欠けると主張しますが、当社は、複数の権威ある会社法学者より、本件で株式併合を実施するに際して、TOBを前置する必要はなく、TOBを前置しないことが取引の公正性の観点で問題とならない旨のご意見を頂戴しております。

JALは、本年1月よりTOBを提案して参りましたが、AGPにおいては、TOBに関するJALとの協議の開始自体を拒み、協議開始の前提として多数の質問事項を記載した質問状を繰り返し送付するという対応をとりました。それに対して、JALとしては、すべての質問に丁寧に回答をしましたが、AGPは、JALとの間で具体的な協議を開始する姿勢を一切示しませんでした。JALとしては、AGP取締役会はJAL提案を真摯に検討する意向がないものと判断し、できる限り速やかに、AGP取締役会と本株主3社との間で建設的な対話がなされない事態を解消し、AGPの株主と取締役会が一体となってAGPの企業価値向上に向けて邁進するべく、本株式併合による非公開化を提案したものです。一方で、JALは、AGPよりインサイダー情報に該当する可能性のある情報を提供されており、当該情報について守秘義務も負っていたことから、AGPの協力が得られない状況においては、インサイダー取引規制の問題を解消した上でTOBを開始することも難しいと判断いたしました。

最後に、③提示価格の妥当性についても、本株式併合は、AGPの株主の皆さまに公正な価格での売却機会を提供するものです。提案価格の決定に際しては、JALは、AGPから、デューデリジェンスの機会や事業計画の開示を受けることができなかつたため、航空の総需要想定やAGPの現中期計画、以前AGPより共有を受けた今後の投資計画など取得可能な情報をもとに、独立した専門家に対し、AGPの将来事業計画の策定を依頼しました。更に、その事業計画をもとに大和証

券に対してAGPの株式価値算定を委託し、AGPの少数株主の皆さまの利益に適切に配慮した公正な買付価格を決定することに努めてまいりました。本株式併合を通じてAGPの少数株主の皆さまに対して交付される対価は、本株主提案の公表直前のAGPの市場株価に対して41.68%（東京証券取引所における2025年4月22日終値1,094円対比）のプレミアムを付した1,550円であり、少数株主の皆さまにも適切な利益を享受する機会を提供しているものと認識しております。また、その価格はAGP株式の上場来最高値をも上回るものであり、現経営陣の下で実現されてきた株価を上回る利益を株主の皆さまに提供するものであって、株主利益に資する公正な条件と考えております。

以上より、本株主提案は、目的、手続及び条件のいずれの点においても正当かつ公正なものであると考えており、AGPの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと認識しております。

AGPの反対意見表明の理由についてのJALの見解の概要は以上のとおりですが、すでに書面にて回答している内容も多いことから、詳細については別紙にてご説明をさせていただきます。

以上のとおり、JALは、本株主提案は、目的、手続及び条件のいずれの点においても正当かつ公正なものであり、AGPの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであると確信しております。本株主提案は、航空・空港の安全を前提としたAGPの中長期的な企業価値の向上、ひいては、航空・空港業界の発展のための提案でありますことを、AGPの株主の皆さまを含む関係者の皆さまにおかれましても、是非ご理解を賜りたいと考えております。

別紙:【詳細版】株式併合議案に対するAGP反対意見についてのJAL見解

1. 目的の合理性

(1) AGPの中立・公平性

AGPは、5月26日付書面にて、本株主提案が本株主3社のみでAGP株主を構成することを目的としていることについて、AGPの企業価値が公共インフラとしての中立性と公平性に根ざしていることを挙げ、「特定株主に支配された状態ではかかる中立性と公平性が損なわれる」と主張しております。

JALは、AGPが本邦航空・空港運営という社会インフラを支える公的な機能を担っているからこそ、また、動力供給事業という観点からはAGPの代替がない状況であることを踏まえれば、AGPの株主及び航空・空港業界が一致団結してその企業価値を高めていく必要があると考えております。本株主提案においては、AGPが公的機能を有し、JAL以外の航空会社に対しても業務を提供していることに配慮し、AGPの中立性と公平性を維持するという観点から、非公開化後に本株主3社のいずれも単独でAGPの支配株主にならないこととしております。AGPの非公開化後には、その公的な機能に十分に配慮しつつ、本株主3社及びAGPが一体となって連携を深め、AGPの企業価値向上に向けて各社が十分に貢献できるよう、本株主3社は3社間で規定した株主間契約に基づき、AGPによる適切な経営体制を構築していく予定です。

また、本株主提案は、JALやANAHDにおいて、他の航空会社・空港会社よりも有利な条件でAGPのサービスを利用することや、日本空港ビルデングにおいて羽田空港に偏った資源配分をさせることなどを目的とするものではございません。AGPは、非公開化後も、従前どおり、JALとの間で、市場価格等を踏まえた適切な価格交渉を行ったうえで、JALとの取引条件を決定していくことを想定しており、JALとしては、これ以外にも、AGPの中立性と公平性を担保できるような新たな仕組みを構築していく方策を積極的に検討していく予定です。

なお、JALは、本株主提案の趣旨について、AGPが設備を保有する国内主要空港に対してご説明を行っており、非公開化後は航空・空港業界が一丸となって協業・連携を加速していくことについてご理解を得ていると認識しております。

AGPの非公開化後も、中立性と公平性の観点から、本株主3社以外の他の航空会社・空港会社からの信頼が揺らぐようなことはないと考えております。

(2) 非公開化の必要性

AGPは、JALが非公開化の目的の一つとして掲げる「脱炭素化の促進」について、「既にGPUの再エネ化やEMS導入などの施策を自律的に進めており、非公開化の必要性についての説得力ある根拠は示されていない」と主張しております。

脱炭素化に向けた2030年度の目標を含む環境対策は、航空・空港業界全体で一丸となって対応すべき課題です。JALとしては、AGPの事業戦略上の課題を共に改善するためにAGPとの建設的な対話を求めてまいりましたが、AGPにおかれては、少数株主を抱える上場会社としての立

場から、潜在的な利益相反を理由として建設的な対話に応じていただけませんでした。したがって、AGPの経営陣との間で課題解決のための対話を円滑に行うためにも、AGP株式を非公開化し、AGPが航空会社・空港会社との間で適切な連携を行うことができる体制を整える必要があると考えております。

また、AGPは、空港内事業について十分な投資が行われており、「コアビジネスへの投資」は、非公開化により実現することができるものではないとも述べております。

しかし、「コアビジネスへの投資」や「脱炭素への対応」は、中長期的に、非常に多額の投資を伴うところ、AGPにおいては、上場会社としての短期的利益をも重視しなければならない中で、これらの投資を十分に行うことができていないものと評価しております。JALとしては、AGP株式の非上場化により、AGPにおいて中長期的な視点で計画的な設備投資を着実に実行し、本株主3社はじめ航空・空港業界全体で連携した投資として取り組むことこそが、AGPの長期的な企業価値向上に資すると考えております。

また、AGPは、空港外事業への投資について、収益源の多様性を確保することが空港インフラサービスの安定・継続に資すると主張しております。この点は理解できるものの、その結果、空港内事業への投資が不十分となり、脱炭素化を含む空港内事業における環境変化・経営課題への対応もおろそかとなることを懸念しております。

なお、AGPは、脱炭素化に向けた取組みについて、「航空会社・空港会社・官公庁など、多様なステイクホルダーとの連携が不可欠であり、特定の会社や系列の利害に左右されない中立的な立場の確保が必要」と主張しております。しかしながら、現在、AGPと本株主3社との間の連携は十分なされているわけではございません。JALとしては、非公開化を通じてかかる状態を解消することで、AGPと本株主3社ひいては多種多様なステイクホルダーとの真の協業・連携を加速することができると考えております。

(3) 本株主3社とAGPの対話

AGPは、答申書において、AGPとJALの間の対話で意見交換を多数重ねており、相互の意思疎通の機会が確保されていることから、対話が困難な状況にはないなどと述べております。

しかし、既に繰り返し述べたとおり、JALとしては、近年、AGPとの間で建設的な対話を行っていないと認識しております。AGPは、中長期の経営方針や事業計画など重要な事項についてJALとの建設的な対話を拒み、また、株主総会に付議する事項さえ個別の対話を行わない姿勢を貫いております。例えば、昨年開催された第59回定時株主総会においては、株主に対して十分に説明を行うことなく取締役の報酬枠を大幅に増額する旨の議案を上程した結果、いずれも否決されるという異例の事態が生じました。また、今年6月開催予定の本総会においても、やはり株主に対して何らご説明はないままに、取締役報酬議案を再度上程するに至っており、残念ながらAGPの本株主3社との対話軽視の姿勢については全く変化がみられません。

また、AGPが今年3月に実施したJ-ESOP-RSの導入による新株式の発行については、AGP株式の株式価値及び議決権割合の希薄化を伴うコーポレートアクションであり、また、JALがAGP

に対して非公開化の提案をしている最中であつたにもかかわらず、本株主3社に対する説明もなく、突然公表されたものです。これに対して、JALは、当該非公開化の提案の事実を開示することなく新株の発行を行うことに疑問を呈するとともに、JAL との間で何も対話を行わなかったことについてAGPに質問をいたしました。AGPからは十分な回答が得られませんでした。

このほか、今年 2 月にAGPが公表した4月以降の増員を含む役員体制や、本総会の日程などについても、AGPからご説明をいただくことはできませんでした。

このように、JALは、AGPとの間では、建設的な対話が困難な状況にあり、AGPの企業価値向上のためには、この状況を一刻も早く解消する必要があると考えております。

(4)小括

以上のとおり、本株式併合は、AGPが現在抱える様々な課題を解消して中長期的に企業価値を向上させることを目的とするものであります。JALがこれまでAGPへご回答をした内容について、現段階でもなお両社の間に認識の相違があるようではございますが、JALとしては、本株式併合は、AGPの企業価値向上に必要不可欠であると確信しております。

2. 手続の公正性

(1)TOBを前置しなくとも手続の公正性を欠かないこと

AGPは、JALが、TOB を経ずに協議もなく少数株主の排除を強行しようとしているとして、手続の公正性が欠けていると主張しております。

しかし、そもそも非公開化手続において、TOB を前置することは法令上求められておらず、本件において TOB を前置することが手続の公正性に資するというものもございません。JALは、本株主提案書及びそのプレスリリースにより既に適切な情報開示を行っており、TOB の枠組みで情報開示を行う必要はございません。少数株主の皆さまには、TOB への応募という方法の代わりに、株主総会における議決権行使により、そのご意思をお示しいただくことができます。本株主提案の公表日から株主総会の日までの間には 60 日以上期間があり、株主の皆さまのご判断のために必要な時間は十分確保されております。

また、一般に TOB を前置する場合には株主に応募圧力(強圧性)が生じることがあるため、スクイズアウトに際して TOB を前置することが必ずしも公正性担保に資するわけではないと考えており、現に、複数の権威ある会社法学者から、本株式併合において、TOB を前置する必要はない旨の意見を頂戴しております。

加えて、上記のとおり、JALにおいては、当初、TOB を前提とする非公開化の提案を行いました。AGPは、そもそも具体的な協議を開始することさえ拒んでおりました。一方で、JALは、AGPよりインサイダー情報に該当する可能性のある情報を提供されており、当該情報について守秘義務も負っていたことから、AGPの協力が得られない状況においては、インサイダー取引規制の問題を解消した上で TOB を開始することも難しいと判断いたしました。

以上のとおり、TOB を前置していないことは、非公開化手続の公正性を何ら害するものではない

と考えております。

(2)MoM条件を設定しないことは公正性を害するものではないこと

AGPは、本株式併合が手続の公正性を欠いていることの理由として、本株主3社以外のAGPの少数株主の議決権の過半数を要件とする条件(以下「MoM 条件」といいます。)が本株式併合に設定されていないことを挙げております。

しかし、MoM 条件は、買収者の保有する対象会社の株式の割合が高い場合には企業価値の向上に資する M&A に対する阻害効果を生じさせることが懸念されており、常に MoM 条件を設定することが望ましいと解されているわけではございません。また、我が国における支配株主による上場会社の非公開化案件において、通常、MoM 条件が設定されるという事は行われておらず、MoM 条件が設定される一般慣行も存しないと理解しております。

また、本件においては、AGPは、JALが買収提案を行った 2025 年1月以降に新株式を発行した結果、J-ESOP と J-ESOP-RS において6%を超える議決権を有することに加え、別途従業員持株会が存在し、そのほかにもAGPの元役員職員などAGPの経営陣と親密な者が相当数存在する可能性があります。このような状況において仮に MoM 条件を設定するようなことがあれば、AGPの企業価値向上に資するはずの取引の実行が阻害されることにもなりかねません。

以上のとおり、本株式併合について MoM 条件を設定しないことは何ら公正性を害するものではなく、わが国における一般的な実務慣行にも沿うものです。AGPは、本総会において、第7号議案として、本株式併合等の不実施に関する勧告的決議を MoM 条件の下で行うことを内容とする議案を上程しておりますが、JALとしては、第7号議案の決議内容にかかわらず、本株式併合に係る議案(第9号議案)が承認可決された場合には、本株式併合の実施に向けた手続を進めていただく予定です。

また、AGPは、本株主提案が、2025 年7月施行予定の東京証券取引所新ルールの開示強化を回避する提案であるとも主張しております。しかし、東京証券取引所の新しい企業行動規範は、AGP自体が非公開化取引等を行うことを決定する場合にAGPに適用される規範であり、株主提案による非公開化のケースを想定したものではないことから、JALが本件の決定を行うに際して適用されるものではございません。

なお、JALとしては、いずれにしても、本株主提案の内容の周知期間や買付価格についても、株主の皆さまに対して可能な限りの配慮を行うべく努めてまいりました。

(3)本株主提案はJALのCG報告書の記載と整合していること

AGPは、本株式併合が手続の公正性を欠いていることの理由として、JALのコーポレート・ガバナンス報告書(以下「CG 報告書」といいます。)との整合性を欠いているとも主張しております。

JALとしては、5月 20 日付「株式会社エージーピーからの 2025 年5月 13 日付書面に対する回答に関するお知らせ」で公表した同日付「特別委員会からの質問に対するご回答」でも述べたとおり、JALのこれまでの行動はJALの過去の CG 報告書と矛盾するものではございません。また、JA

Lが2025年4月25日付でCG報告書の記載の変更したことは、株主提案を行うことを決定した時点で必要な変更を行ったものであります。なお、JALのCG報告書の記述に関する事項は、JALのコーポレート・ガバナンスに対する考え方を表明したものであり、AGPの企業価値や株主共同の利益との関係はございません。

(4)JALとAGPの交渉経緯に関する事実摘示について、何ら事実誤認はないこと

AGPは、本株主提案には、JALとAGPの間の交渉経緯について事実誤認等があり、少数株主を誤導するおそれがあると主張しております。

当見解でご説明しているとおり、本株主提案の内容に事実誤認はないものと認識しております。

また、AGPは、JALの社長との対話を複数回正式に申し入れたと主張しておりますが、JALが本株主提案を行うまでにそのような申し入れは受けておりません。なお、AGPは、JALとの交渉における書面の一部が執行役員の名義であることを強調し、数度にわたり、それが正式な書面ではないかのような主張をされておりますが、当該執行役員は適切な授權の下でJALとして当該書面をAGPに送付しており、JALはAGPに対してその旨を早期に伝達しております。

(5)小括

以上のとおり、JALは、本株式併合の手続は公正であって、公正性を欠くと述べるAGPの主張はいずれも当たらないと考えております。

3. 取引条件の公正性

AGPは、独立した算定機関(岡三証券)がDCF法を用いて算定したAGP株式の価値の最小値は1,710円であり、株主提案における1株当たり1,550円という端数処理交付見込額を上回る一方、JALの算定はAGPの策定した事業計画に基づかず、中長期的な企業価値の成長を反映していない可能性があり、また、価格交渉や意見表明の機会も与えられていない、と主張しております。

AGPは、JALからのデューデリジェンスの実施要請に対して、デューデリジェンスの機会を提供する、AGPの事業計画を交付するといったことは一切行いませんでした。そのため、JALは、AGPが属する業界に精通する独立したビジネスアドバイザーの助言に基づき作成した事業計画案を踏まえて、独立した算定機関である大和証券が株式価値を算定し、その結果に基づき、1株当たり1,550円という端数処理交付見込額を決定しております。この金額は、当該価格について本株主3社の間で合意した2025年4月23日の前営業日である2025年4月22日(以下「本基準日」といいます。)の東京証券取引所におけるAGP株式の終値1,094円に対して41.68%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、本基準日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)、1,115円に対して39.01%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値1,178円に対して31.58%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値1,083円に対して43.12%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、AGPの上場来最高値をも上回るものであって、AGPの少数株主の皆さまに公正かつ十分な対価

を提供するものと認識しております。

これに対し、AGPは、1,710 円がAGPの本源的価値を反映した株価の最小値と主張しております。しかし、AGPはその根拠となる事業計画の具体的内容や株式価値算定の諸条件を一切公表しておりません。また、AGPの経営陣が本件公表前に実現していたAGPの株価は 1,094 円(東京証券取引所の本基準日の終値)であり、自らが「最小値」と主張する株価(1,710 円)を大きく下回っており、その蓋然性については妥当と考えることが困難であると認識しております。

以 上